

別紙 1

遠征輸送安全管理細則

第 1 条（目的）

本細則は、「桐蔭横浜大学課外活動における遠征・輸送安全管理規程」に基づき、課外活動に伴う輸送の安全管理及び法令遵守に関する具体的基準を定めるものとする。

第 2 条（深夜運転の定義）

本細則における「深夜運転」とは、午後 10 時から翌午前 5 時までの時間帯に行う運転をいう。

- 2 学生のみで行う深夜運転は、原則として禁止する。
- 3 やむを得ず深夜時間帯に運転を行う場合は、事前に学長の承認を受けなければならない。

第 3 条（連続運転時間）

運転者の連続運転時間は、2 時間を超えてはならない。

- 2 2 時間ごとに 15 分以上の休憩を取らなければならない。
- 3 1 日の総運転時間は、原則として 8 時間以内とする。
- 4 片道 300km 又は 4 時間を超える運行については、交代運転者を配置しなければならない。

第 4 条（運転者の健康管理）

運転者は、運転開始前に次の各号について確認を受けなければならない。

- (1) 睡眠不足の有無
- (2) 飲酒の有無
- (3) 体調不良の有無
- (4) 服薬状況
- (5) 疲労状態
- 2 運行責任者は、必要に応じてアルコール検知器による確認を行うものとする。
- 3 運転者は、運転開始前 24 時間以内に十分な睡眠を確保しなければならない。

第 5 条（試合後等の運転制限）

試合、演奏会、大会その他これに類する活動終了後、著しい疲労が想定される場合は、直ちに長距離運転を行ってはならない。

- 2 学長は、必要に応じて宿泊又は公共交通機関の利用を指導することができる。

第 6 条（引率者基準）

遠征には、原則として学長が認める指導者又は責任者を同行させるものとする。

- 2 未成年学生のみでの長距離遠征は、原則として認めない。
- 3 参加人数が 20 名を超える場合は、複数の責任者を配置することが望ましい。

第 7 条（レンタカー使用条件）

レンタカーを使用する場合は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 学長への事前届出を行うこと

- (2) 任意保険（対人・対物無制限）へ加入していること
- (3) 運転者を事前登録すること
- (4) 車両定員を超えて乗車しないこと
- (5) 運転者が学長指定の安全講習を受講していること
- 2 学生のみを運転者とする大型車両又は長距離夜間運行は、原則として認めない。

第8条（禁止事項）

次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 学生1名のみでの深夜長距離運転
- (2) 飲酒後8時間以内の運転
- (3) 試合終了直後の長距離運転
- (4) 無届のレンタカー使用
- (5) 実費を超える金銭徴収
- (6) 定員超過乗車
- (7) 無保険車両の使用
- (8) スマートフォン使用等のながら運転

第9条（記録保存）

運行責任者は、次の書類を活動終了後1年間保存しなければならない。

- (1) 運行計画書
- (2) 参加者名簿
- (3) 保険加入資料
- (4) 事故・トラブル報告書
- (5) アルコールチェック記録

第10条（事故発生時の対応）

事故又は重大な交通違反が発生した場合は、運行責任者は直ちに学長へ報告しなければならない。

- 2 学長は、必要に応じて活動停止その他の措置を講ずることができる。

附則

本細則は、令和8年7月13日から施行する。

別紙 2

運行計画書

提出日：2026 年 月 日

1. 基本情報

団体名	
活動責任者名	
運行責任者名	
緊急連絡先	

2. 活動内容

遠征・大会名	
目的地	
日程	2026 年 月 日 ~ 2026 年 月 日
宿泊先	

3. 参加者情報

参加人数	名
参加者名簿	別添のとおり

4. 輸送手段・車両情報

輸送手段	☐ 公共交通機関 ☐ 貸切バス ☐ レンタカー ☐ 自家用車 ☐ その他 ()	
車両詳細	車種・ナンバー	
	使用会社（レンタカーの場合）	
	任意保険（保険会社・証券番号）	
	※対人・対物無制限必須	

5. 運転者

運転者氏名	年齢	免許 取得年数	前日 睡眠時間	健康状態	アルコール チェック
			時間	☐ 良好	☐ 実施済み
			時間	☐ 良好	☐ 実施済み

6. 運行計画・運行スケジュール

時刻	地点・内容（出発 / 休憩 / 到着）	交代運転の予定
:	【出発】	—
:	【休憩】	☐ 運 転 交 代 (→)
:	【休憩】	☐ 運 転 交 代

		(→)
:	【到着】	—

7. 安全管理確認事項（チェック欄）

活動前に以下の項目を必ず確認し、チェックを入れてください。

- ☐ 深夜運転（22 時～翌 5 時）を行わない（原則禁止）
- ☐ 連続運転時間は 2 時間を超えない
- ☐ 片道 300km 又は 4 時間を超える場合は交代運転者を配置している
- ☐ 試合等の活動終了直後の長距離運転を行わない
- ☐ 飲酒後 8 時間以内の運転を禁止している
- ☐ 定員超過および「ながら運転」を禁止している
- ☐ 実費（ガソリン代・高速代等）を超える徴収を行わない
- ☐ 学内規程・ガイドラインを確認済みである

8. 備考

【保存義務】

運行責任者は、本計画書を含む関係書類を活動終了後 1 年間保存しなければなりません。

【報告】

事故や重大な交通違反が発生した場合は、直ちに学長へ報告してください。

別紙 3

学生向け遠征輸送安全ガイドライン

○絶対にやってはいけないこと

- ①深夜の1人運転
午後10時から翌朝5時までの学生1名のみでの長距離運転は禁止。
- ②試合後すぐの長距離運転
疲労状態での運転は禁止。
- ③飲酒後の運転
飲酒後8時間以内の運転は禁止。
- ④無届レンタカー
学長へ届け出ていない車両使用は禁止。
- ⑤実費以上の徴収
ガソリン代・高速代等を超える徴収は禁止。
- ⑥無保険車両の使用
任意保険未加入車両の使用は禁止。

○困ったときは

以下の場合、必ず学生課又は顧問へ相談すること。

- ①運転者不足
- ②深夜移動しか方法がない
- ③長距離遠征
- ④保険内容が不明
- ⑤事故・接触トラブル発生時

○大学としての考え方

本学は、学生の活動機会を尊重するとともに、安全を最優先事項として位置づける。

そのため、

- ①無理な移動をしない
 - ②危険な運転をさせない
 - ③法令違反を行わない
- という原則の下で、課外活動を支援する。